

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年8月30日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

チエンカルバゾンメチル及びプロチオコナゾール

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和2年12月5日（土）～ 令和3年1月3日（日）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1通
- ・郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 1件

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>それぞれ単体で見ると、水濁 PEC は登録基準値よりはるかに低いので問題なさそうですが、日本で使用が認められている農薬の種類数や量は世界一と認識しています。農薬全体でどれくらいの水濁 PEC になるのか検証されたことはあるのでしょうか？</p> <p>また、農薬の複合影響について、以前は想定されていなかった（あるいは世界機関でも無視していい）ということでしたが、ここまで農薬の種類・量が増えた現在では、複合影響もきちんと検証する段階に来ているのではないのでしょうか？100の安全係数で除しているからというレベルでは済まないレベルだと考えられますが。</p>	<p>複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、基礎的な検討段階にあります。今後も引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>